

改正

平成30年9月26日規則第21号

平成30年12月20日規則第24号

駒ヶ根市屋外広告物等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、駒ヶ根市屋外広告物等に関する条例（平成26年条例第31号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(禁止屋外広告物等)

第2条 条例第4条第4号の規則で定める基準は、彩度14とする。

(屋外広告物表示禁止物件の例外)

第3条 条例第5条第7号の規則で定める屋外広告物等は、次の各号に掲げる広告物等以外の広告物等とする。

- (1) はり紙、はり札及び立看板
- (2) 巻付広告にあつては、地表から1.2メートル以上3.2メートル以下の範囲以外に表示し、又は設置するもの
- (3) 袖看板にあつては、次のいずれかに該当するもの
 - ア 電柱又は街路灯柱1本について2個以上設置するもの
 - イ 縦1.2メートル又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅0.6メートルを超えるもの
 - ウ 歩道（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下同じ。）と車道（同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。以下同じ。）の区別のある道路にあつては、下端の高さ2.5メートル未満のもの又は車道に突き出るもの
 - エ 歩道と車道の区別のない道路にあつては、下端の高さ4.7メートル未満のもの

2 条例第5条第9号の規則で定める物件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 送電塔
- (2) 貯水塔
- (3) 高架構造物
- (4) 擁壁（道路の防護施設に限る。）
- (5) 路上変電塔

- (6) カーブミラー
- (7) パーキング・チケット発給設備（道路交通法第49条第1項に規定する設備をいう。）
- (8) 保存樹木及び保存樹林（駒ヶ根市保存樹木等の指定に関する要綱（平成25年告示第27号）第2条第1項に基づき指定した樹木等をいう。）

（屋外広告物禁止地域）

第4条 条例第6条第1項第2号の規則で定める地域は、別表第1のとおりとする。

（許可の申請）

第5条 条例第7条第1項の規定による許可の申請は、駒ヶ根市屋外広告物等に関する申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて行わなければならない。ただし、当該申請が、はり紙、はり札、広告旗、広告幕類、立看板その他軽易な屋外広告物等の許可である場合で、市長が特に必要でないとき認めるときは、その書類等の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 屋外広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の状況を示す見取図
- (2) 屋外広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の写真
- (3) 屋外広告物等の位置を示す配置図
- (4) 形状、寸法、材料、構造、意匠、照明、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面（はり紙及びはり札にあつては、現物又は見本）
- (5) 屋外広告物等を表示し、又は設置する場所の所有者又は管理者の同意その他法令による許可、確認等を必要とするときは、これらがあつたことを証する書類

2 条例第7条第2項の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

（適用除外）

第6条 条例第8条第1項第5号の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 表示面積の合計が3平方メートル以下であること。
- (2) 点滅又は回転する照明を使用していないこと。

2 条例第8条第2項第1号の規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事業所、営業所等又はこれらの敷地内に表示し、又は設置するもの（以下「自己用広告物等」という。）については、表示面積の合計10平方メートル以下、かつ、高さ8メートル以下のもの
- (2) 一時的又は仮設的なものについては、表示期間並びに責任者の住所及び氏名を明示したもので、表示期間が30日を超えないもの
- (3) 営利を目的としない屋外広告物等で、次に掲げるもの

- ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
- イ 会合その他催物に関するもの
- ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類
- エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

3 条例第8条第3項第1号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

4 条例第8号第3項第3号の規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第8条第1項の規定による許可を受け、又は同条例第20条第1項の規定による届出をしたもの
- (2) 長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第10条第3項の規定による許可を受け、又は同条例第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による届出をしたもの
(許可の期間)

第7条 条例第10条第2項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーン 6月
- (2) 優良意匠屋外広告物の指定を受けた屋外広告物等 6年
- (3) 前2号を除く屋外広告物等 3年
(許可等の更新の申請)

第8条 条例第10条第3項の規定による許可等の期間の更新（以下「許可等の更新」という。）の申請は、駒ヶ根市屋外広告物等に関する申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて行わなければならない。

- (1) 駒ヶ根市屋外広告物等安全点検報告書（様式第4号）
- (2) 屋外広告物等の現況の写真
- (3) 第5条第1項各号に掲げるもの（変更に係る図書に限る。）
(変更等の申請)

第9条 条例第11条第1項の規則で定める変更又は改造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 既設の屋外広告物等の形状、色彩、意匠若しくは表示内容の変更を伴わない修繕、補強又は塗り替えをするもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更又は改造であると認めるもの
(許可等の証票等)

第10条 条例第12条第1項に規定する許可等の証票は、屋外広告物許可証（様式第2号）によるものとする。

2 条例第12条第1項に規定する許可等の押印又は打刻印は、屋外広告物許可済印（様式第3号）によるものとする。

3 前項の屋外広告物許可済印によることが困難と認められるものについては、市長が別に指定する記号等をもってこれに代えることができる。

（安全点検）

第11条 条例第13条の2第1項の点検は、駒ヶ根市屋外広告物等安全点検報告書（様式第4号）に規定する点検内容について、屋外広告物等を表示し、設置し、又は改造した後3年以内ごとに行うものとする。ただし、条例第10条第3項の規定による許可等の更新の申請を行う屋外広告物等にあつては、申請前60日以内に行わなければならない。

2 条例第13条の2第1項の規則で定める屋外広告物等は、次に掲げる広告物とする。

- (1) はり紙、はり札、広告旗、広告幕、立看板及びアドバルーン
- (2) 壁面等に直接塗装又は貼付されたもの
- (3) 法令の規定により表示し、又は設置することが義務付けられているもの

3 条例第13条の2第2項の規則で定める屋外広告物等は、高さが4メートルを超える屋外広告物等とする。

4 条例第13条の2第2項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者
- (2) 屋外広告業の事業団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (4) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号に規定する第一種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第二種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (6) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく広告美術に係る技能検定合格者
- (7) 前各号に掲げる者と同等の知識を有すると市長が認める者

（除却の届出）

第12条 条例第14条第2項の規定による届出は、駒ヶ根市屋外広告物等除却届（様式第5号）によ

り行うものとする。

(特定屋内広告物の基準)

第13条 条例第24条の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物の1階以下の部分の一の開口部の面積に対する当該開口部に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合が、10分の5以内であること。
- (2) 建築物の2階以上の部分の一の開口部の面積に対する当該開口部に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合が、10分の3以内であること。
- (3) 高さ、大きさ、色彩等の共通化が図られていること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(駒ヶ根市屋外広告物に関する規則の廃止)

2 駒ヶ根市屋外広告物に関する規則(平成12年規則第20号)は廃止する。

附 則(平成30年9月26日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月20日規則第24号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	駒ヶ根市の区域内にある区間	両側各500メートル以内
県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線	市道菅の台線との交差点から中央アルプス県立公園との境界まで	中央アルプス県立公園に向かって右側500メートル以内及び左側1,000メートル以内

別表第2(第5条関係)

屋外広告物等の許可基準

項目	基準
1 屋上広告物	屋上広告物の高さ 5メートル以下

			建築物の高さの3分の2以内 建築物の横にはみださない。
2 壁面広告			表示面積の合計が、表示する壁面の10分の4以下。ただし、彩度8以下の切り文字を使用し、動光、点滅又はネオンその他これらに類する照明等（以下「電光掲示等」という。）が使用されていないものは、表示する壁面の10分の5以下
3 袖看板	高さ		建築物の上端から1メートルの高さを超えず、かつ、下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあつては、2.5メートル以上）
	出幅		壁面からの出幅 1.5メートル以下 道路への出幅 1.0メートル以下
	面積		電光掲示等が含まれる屋外広告物にあつては、合計3平方メートル以下
4 地上に設置する屋外広告物等	自己用広告物等		高さ 10メートル以下 面積 1面 20平方メートル以下 合計 40平方メートル以下。ただし、電光掲示等を使用した場合にあつては、合計10平方メートル以下
	自己用広告物等以外	照明等	電光掲示等の部分が1平方メートル以下
	自己用広告物等以外	広告板	高さ 5メートル以下 面積 1面 10平方メートル以下 合計 20平方メートル以下 2以上の者が共同して表示し、又は設置するものにあつては、上記に対し、1件増すごとに高さ2メートル、面積3平方メートルを加える。ただし、高さ10メートル以下まで合計40平方メートルまでを限度とする。
	自己用広告物等以外	広告塔	高さ 8メートル以下 面積 2方向の面積 16平方メートル以下 合計 32平方メートル以下

5	その他広告物	広告旗 旗の大きさ 縦 1.8メートル以下 横 0.6メートル以下 高さ 3メートル以下 設置間隔 3メートル以上
---	--------	---

別表第3（第6条関係）

許可地域における適用除外の基準

項目		基準
共通		反射する素材を使用しないこと。 電光掲示等を使用した場合にあっては、当該部分の面積の合計1平方メートル以下
1	屋上広告物	建築物を含む高さ 13メートル以下 屋上広告物の高さ 建築物の高さの2分の1以内 建物の横にはみださないこと。
2	壁面広告	表示面積の合計が、表示する壁面の10分の2以下
3	袖看板	高さ 建築物の上端から1メートルの高さを超えず、かつ、下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあっては、2.5メートル以上） 出幅 壁面からの出幅 1.5メートル以下 道路への出幅 1.0メートル以下 面積 1面 3平方メートル以下 合計 6平方メートル以下
	高さ	
	出幅	
4	地上に設置する屋外広告物等	自己用広告物等 高さ 8メートル以下 面積 1面 10平方メートル以下 合計 20平方メートル以下
	自己用広告物等以外	高さ 4メートル以下 面積 1面 4平方メートル以下 合計 8平方メートル以下 2以上の者が共同して表示し、又は設置するものにあっては、上記に対し、1件増すごとに高さ1メー

		トル、面積2平方メートルを加える。ただし、高さ8メートル、合計面積20平方メートルまでを限度とする。
5 その他広告物	広告旗	旗の大きさ 縦 1.8メートル以下 横 0.6メートル以下 高さ 3メートル以下 設置間隔 5メートル以上

様式第1号 (第5条、第8条関係)

駒ヶ根市屋外広告物等に関する申請書

年 月 日

（申請先）駒ヶ根市長
（〇〇課）

住所（所在地）
氏名（名称） 印
連絡先（電話）
法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名

次の広告物等について許可を受けたいので申請します。

申請する許可の種類	許可 ・ 変更の許可 ・ 許可の更新		
表示(設置)場所			
住民協定地区	該当（地区名）・非該当		
表示(設置)期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
管理者 又は 管理予定者	住所		
	氏名	電話番号	
工事施工者	住所		
	氏名	電話番号	
	登録	長野県屋外広告業登録番号 号	
工事完了予定日	年 月 日		
現在の許可番号	第 号	変更の理由	
景観に配慮した事項			

※ 添付図書

- (1) 表示又は設置する場所及び付近の見取図
- (2) 表示又は設置する場所及びその付近の写真
- (3) 屋外広告物等の位置を示す配置図
- (4) 形状、寸法、材料、構造、意匠、照明、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面
- (5) 屋外広告物等を表示し、又は設置する場所の所有者又は管理者の同意その他法令による許可、確認等を必要とするときは、これらがあったことを証する書類
- (6) 駒ヶ根市屋外広告物等安全点検報告書（許可の更新の場合のみ）
- (7) 屋外広告物等の現況の写真（許可の更新の場合のみ）

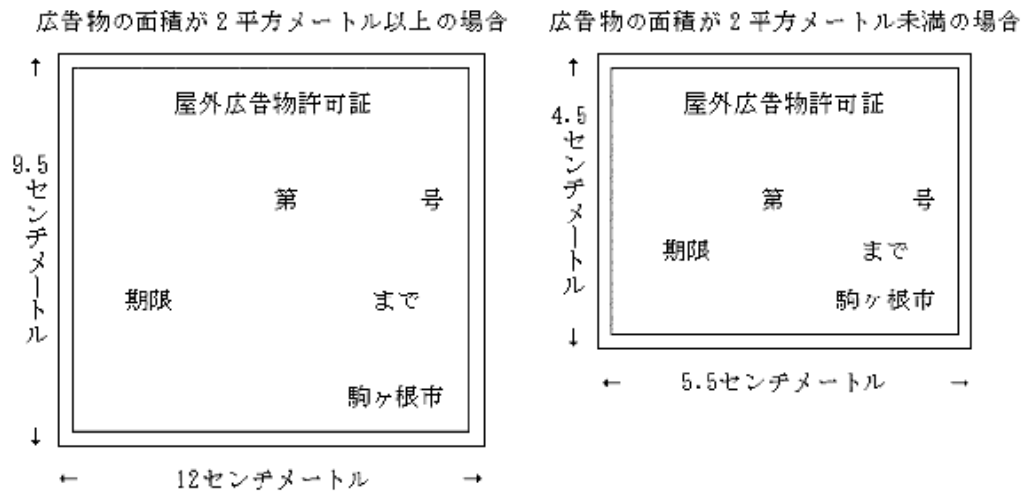
表示(設置)する広告物等の規模・色彩等						
屋上広告物	建築物の高さ	m		広告物の高さ	m	
	建築物の高さに対する割合	/			= %	
	表示面積	1面(最大面) 全面(面数 面)		m ² m ²		
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 その表示面積)	有	・ 無 m ²	地色の彩度		
壁面広告物 表示面①	表示面積	m ²	壁面積	m ²	壁面に対する割合 /	
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 その表示面積)	有	・ 無 m ²	地色の彩度		
壁面広告物 表示面②	表示面積	m ²	壁面積	m ²	壁面に対する割合 /	
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 その表示面積)	有	・ 無 m ²	地色の彩度		
袖看板	下端の高さ	歩道上への突出の有無		有	・ 無	
					m	
	表示面積	1面(最大面) 全面		m ² m ²		
	出幅	壁面からの出幅の有無	有	・ 無	有の場合	m
		道路上への出幅の有無	有	・ 無	有の場合	m
動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 その表示面積)	有	・ 無 m ²	地色の彩度			
地上に設置する 広告物等	所有形態	自己用広告物 ・ 自己用広告物以外				
	高さ				m	
	表示面積	1面(最大面) 全面		m ² m ²		
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 その表示面積)	有	・ 無 m ²	地色の彩度		
広告旗	高さ				m	
	表示面積	1本あたり面積	m ² ×	本 = 合計	m ²	
	間隔	最少の間隔	m	地色の彩度		
その他の 広告物	種類					
	高さ・数量	上端の高さ	m	数量	基・枚	
	表示面積	1面(最大面) 全面		m ² m ²		
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 その表示面積)	有	・ 無 m ²	地色の彩度		
備考						

※1 広告物等の規模・色彩等の欄は、該当する部分のみ記入してください。

※2 記入欄が不足するときは、該当欄を追加してください。

様式第2号(第10条関係)

様式第2号 (第10条関係)



様式第3号 (第10条関係)
様式第3号 (第10条関係)



様式第4号 (第8条、第11条関係)

駒ヶ根市屋外広告物等安全点検報告書

年 月 日

（申請先）駒ヶ根市長
（○○課）

住所（所在地）
氏名（名称） 印
連絡先（電話）
法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
該当に○（表示者・設置者・管理者）

次のとおり屋外広告物等の点検を行いました。

1 屋外広告物等の安全性（表示者、設置者又は管理者のいずれかが記入すること。）

屋外広告物等の概要	許可を受けている場合の内容	第 号（有効期間 年 月 日）
	広告物等の種類	屋上・壁面・袖看板・地上・その他（ ）
	設置場所	
	設置年月日	年 月 日（ 年経過）
点検結果への対応及び安全性の判断	<input type="checkbox"/> 異常のあった箇所は改善を完了し、安全上の問題はない。 <input type="checkbox"/> 現時点で安全上の問題はないが、次回点検までの間、補修その他の日常管理を行い、広告物等を良好な状態に保持する。	

2 点検の実施及び改善状況（以下は、点検・改善を行った者が記入すること。）

点検者 <small>点検に資格を要する規模（高さ4m超）の場合は点検者の資格名称</small>	氏名			
	住所	Tel		
	資格名称	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 技能講習修了者 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者等(帆布製造、広告美術) <input type="checkbox"/> その他（ ）		
点検実施日	年 月 日	※許可の更新に必要な点検は、許可満了日の60日前から申請日までの間に行われたものでなければなりません。		
点検箇所	点検項目（該当項目に○）	異常の有無	所見(異常の内容・改善の概要)	
[1]基礎部・上部構造	傾斜・ぐらつき・ひび・隙間・さび・老朽化	有 無		
[2]支持部	接合部材の腐食・変形・隙間・破損、ボルト及びビス等のさび・緩み・欠落、滯水	有 無		
[3]取付部	アンカーボルト及びプレートの変色・変形・破損、溶接部・コーキングの劣化・はく離、柱・壁・スラブの取付け箇所及び周辺の異常	有 無		
[4]表示面	部材の腐食・破損・剥離・汚染・退色・変色等、ビス等の欠落、底部の腐食・水抜き孔の詰まり、滯水	有 無		
[5]照明部	点灯・発光の不良、部材の破損・変形・さび・滯水、周辺機器（分電盤・配線・変圧器・スイッチ等）の劣化・破損	有 無		
[6]その他	付属部品（装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他）の腐食・破損、避雷針の腐食・破損	有 無		

駒ヶ根市屋外広告物等除却届

年 月 日

（あて先）駒ヶ根市長
（〇〇課）

住所（所在地）

氏名（名称）

印

連絡先（電話）

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名

次のとおり屋外広告物等を除却しました。

表示(設置)場所	
広告物の種類	
許可を受けて いる場合の内容	第 号（有効期間 年 月 日）
除却年月日	年 月 日
除却理由	